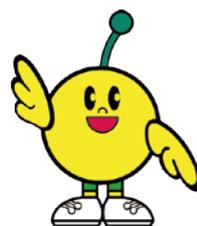


みんなの健康のために！ 受動喫煙を防止しよう



令和3年4月1日から施行された
「ふくしま受動喫煙防止条例」について紹介します。

1 ふくしま受動喫煙防止条例

受動喫煙を防ぐために、県や県民の皆さんが気を付けることや取り組むべきことを定め、県民の皆さんへの受動喫煙による悪影響を未然に防ぐことを目的としています。



受動喫煙とは？

本人がたばこを吸っていないくても、他の人が吸っているたばこから立ち上る煙やその人が吐き出す煙を吸い込んでしまうこと。受動喫煙により、周囲の人の健康にも悪影響が及ぼされてしまいます。

一人一人が取り組むこと

- ライフサイクルの各段階を通して喫煙や受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めましょう
- 他の人に受動喫煙をさせないように努めましょう
- 保護者の方などは、喫煙場所に子どもが立ち入らないようにするなど、受動喫煙による悪影響を未然に防ぐよう努めましょう

事業者、管理権原者等が取り組むこと

- 飲食店等で喫煙室を設けない場合は、その旨を表示しましょう
- 公園や児童遊園の管理権原者は、受動喫煙により健康を損なう可能性の高い利用者への受動喫煙防止に努めましょう
- 学校や児童福祉施設等、子どもが主として利用する施設は特定屋外喫煙場所*を設置しないように努めましょう



※特定屋外喫煙場所とは

敷地内が原則禁煙である学校、病院、児童福祉施設等、行政機関などで一定の要件を満たした場合に設置できる屋外喫煙所のこと。

たばこを吸う人が気を付けること

子どもや妊婦等は受動喫煙により健康を損なう恐れが高いため、次の点に努めましょう。

- 家庭では同じ部屋で喫煙しない
- 車内で同乗中は喫煙しない
- 学校、児童福祉施設などの周辺の路上や通学時間帯の通学路で喫煙しない
- 公園、児童遊園では受動喫煙を防止する



2 イエローグリーンリボンについて



イエローグリーンは、「受動喫煙したくない、させたくない」という気持ちを表す色です。このリボンを着用している人を見かけたら、たばこの煙の行方にご配慮いただき、受動喫煙防止にご協力をお願いします。

ルールを守って、受動喫煙をなくしましょう！

問 県庁健康づくり推進課 ☎024(521)7640

詳しくは、
ホームページをご覧ください。

ふくしま受動喫煙防止条例

検索